

令和3年4月28日

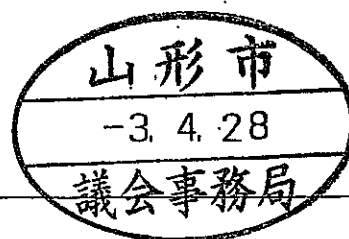
山形市議会議長 様

議員名 浅野 弥史



令和2年度政務活動費収支報告について

山形市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、
別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



令和2年分 政務活動費収支報告書

議員名

浅野 弥史

1 収入 政務活動費 600,000 円

2 支出

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	0	
調 査 旅 費	0	
広 報 広 聴 費	327,800	市政報告書印刷 ほか
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	114,594	新聞購読料 ほか
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
通 信 ・ 交 通 費	0	
合 計	442,394	

3 残 額 157,606 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

(単位:円)

年月日	内容	収入	支出										差引				
			研究研修費	調査旅費	広報広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	交通費	通信費					
1																	#VALUE!
2																	#VALUE!
3																	#VALUE!
4																	#VALUE!
5																	#VALUE!
6																	#VALUE!
7																	#VALUE!
8																	#VALUE!
9																	#VALUE!
10																	#VALUE!
11																	#VALUE!
12																	#VALUE!
13																	#VALUE!
14																	#VALUE!
15																	#VALUE!
16																	#VALUE!
17																	#VALUE!
18																	#VALUE!
19																	#VALUE!
20																	#VALUE!
	頁小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合計	600,000	0	0	0	327,800	0	0	0	0	114,594	0	0	0	0	0	0

(単位:円)

年月日	内容	収入	支出										差引				
			研究研修費	調査旅費	広報聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	交通費	通信費					
1																	#VALUE!
2																	#VALUE!
3																	#VALUE!
4																	#VALUE!
5																	#VALUE!
6																	#VALUE!
7																	#VALUE!
8																	#VALUE!
9																	#VALUE!
10																	#VALUE!
11																	#VALUE!
12																	#VALUE!
13																	#VALUE!
14																	#VALUE!
15																	#VALUE!
16																	#VALUE!
17																	#VALUE!
18																	#VALUE!
19																	#VALUE!
20																	#VALUE!
	頁小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合計	600,000	0	0	0	327,800	0	0	0	114,594	0	0	0	0	0	0	0

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年4月27日 支出							
調査旅費	<input type="checkbox"/>									
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額				¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>									
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所							
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>									
人件費	<input type="checkbox"/>									
事務所費	<input type="checkbox"/>									
通信・交通費	<input type="checkbox"/>									
支出内容 山形新聞購買料（4月分）										
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。										


領 収 書 貼 付 用 紙

2020年4月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区:012 No:200010
 浅野 弥史

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

軽減税率対象(8%対象:3,700円)です。
 山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL:023-642-1342
 金額には消費税を含みます。
 上記金額正に領収しました。
 2020年5月27日
 係 印

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます。
 毎度ご愛読ありがとうございます。



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年4月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
公明新聞購読料（4月分）											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2020年4月分

領収日 4月27日

領収金額 ¥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
 (8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
 住 所 山形市城西町5丁目3-12
 TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年5月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料(5月分)											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 書

元木2丁目10番18-9 地区:012 No.00023

2020年 8月 浅野 弥史

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

山形新聞(8割対象)3700円


山形新聞(株)元木営業所
山形市元木1丁目10-45
TEL:023-642-1342

2020年7月2日

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます

毎度ご愛読ありがとうございます

係 印



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年5月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
公明新聞購読料（5月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年5月分

領収日 5月27日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行

住 所 山形市城西町5丁目3-12

TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年6月29日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料(6月分)											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											


領 収 書 貼 付 用 紙

2020年6月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00025

浅野 弥史 様

品名	数量	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

※軽減税率対象(8%対象:3,700円)までご連絡ください。

 山新販売(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342

金額には消費税を含みます。
 上記金額正に領収しました。

2020年6月29日

係 印

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もごさいます



毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年6月29日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>公明新聞購読料（6月分）</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年6月分

領収日 6月29日

領収金額 ¥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004



お申込No. 06015-41517(969)

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年7月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料(7月分)											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。</p> <p>○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙


2020年 7月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 番 No. 00023
 浅野 弥史

品名	部	単 価	合 計
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
			3,700

※軽減税率対象(8%対象品目00冊) 7234680
 金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました

山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342
 2020年7月27日

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます
 毎度ご愛読ありがとうございます

係 印 

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年7月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
公明新聞購読料（7月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2020年7月分

領収日 7月27日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年8月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>山形新聞購買料(8月分)</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 書

2020年 8月 27日
元木2丁目10-18-9

地区 012 No. 00002

浅野 弥史

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

※軽減税率対象品(8%税率3,700円)です。

山新販売(株)元木営業所
山形市元木町5丁目10-45
TEL 023-642-1342

2020年8月27日

係印

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・さくら銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もごさいます

毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年8月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>公明新聞購読料（8月分）</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2020年8月分

領収日 8月27日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年9月2日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額				¥	3	3	0	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	特定非営利活動法人ドットジェイピー								
資料購入費	<input type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>議員会員費として 令和2年8月・9月の二か月間、山形大学のインターン生3名を受け入れ、コロナ禍における若者の意見聴衆を図り、議会活動へと繋げた</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

研究研修・報告会・広聴会・要請陳情活動報告書
(年会費・会費用)

令和2年10月1日

山形市議会議長 様

議員名 浅野 弥史

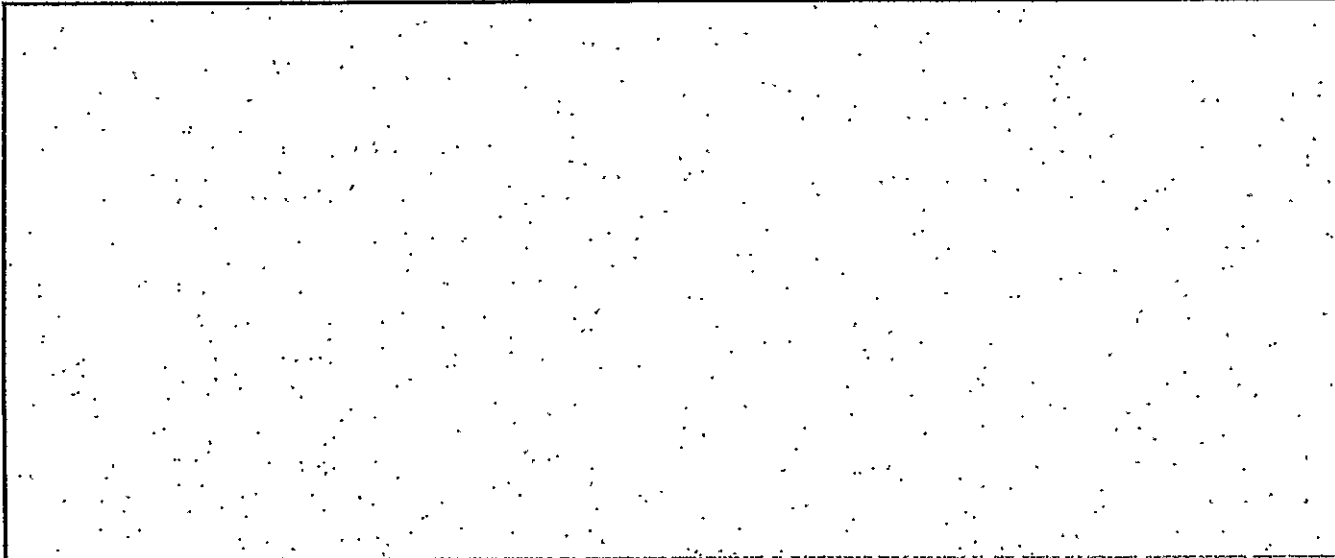


年会費または会費を支出する団体等の活動内容を、下記のとおり報告します。

団体等の名称	特定非営利法人ドットジェイピー
団体等の住所	東京都千代田区麹町 2-10-2 プレミアムオフィス麹町 304
年会費又は会費の別	会費
金額	33,000 円
活動内容	令和2年8月・9月の二か月間、山形大学のインターン生3名を受け入れ、コロナ禍における若者の意見聴衆を図り、議会活動へ繋げた
備考	

※ 備考欄には、団体等の規模等（会員数ほか）を記入すること。

領 収 書 貼 付 用 紙



領 収 証

浅野 弥史 様

NO. 45036

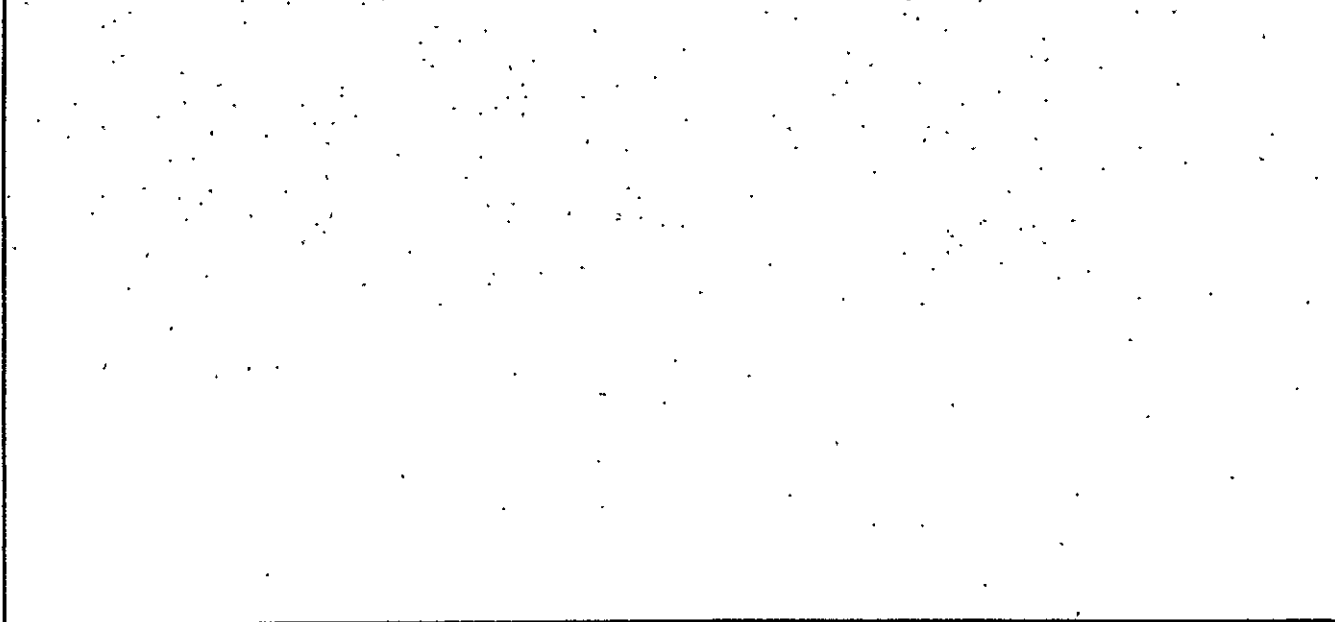
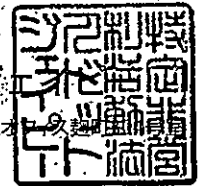
¥ 33,000 -

但し 義実会 員 費 とし
令和2年9月2日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税	¥3,000-
現金	✓
小切手	

特定非営利活動法人ドットシ

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオ



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



会員承認書

過日受け付けました会員申込につきまして、下記の通り承認致します。
本承認書は会員証明書となりますので、大切に保管してください。

浅野弥史 様

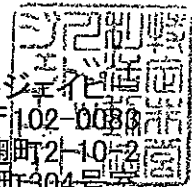
会員区分: 議員会員(市区町村議会議員)

会員期間: 2020年4月1日 ~ 2020年9月30日

特定非営利活動法人 ドットジェイピー

〒102-0088
東京都千代田区麹町2-10-2
プレミアムオフィス麹町304号室

TEL: 0120-098-214
FAX: 03-6272-3556



特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

第1条（総則）

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下「ドットジェイピー」といいます）の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条（議員会員）

1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
2. 議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条（議員会員区分）

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 | ： 衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 |
| (2) 都道府県議会議員会員 | ： 都道府県議会議員の職にある議員会員 |
| (3) 政令指定都市議会議員会員 | ： 政令指定都市議会議員の職にある議員会員 |
| (4) 市区町村議会議員会員 | ： 市区町村議会議員の職にある議員会員 |
| (5) 首長会員 | ： 都道府県または市区町村の長の職にある議員会員 |

第4条（入会手続）

1. 議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
2. ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条（議員インターンシッププログラム）

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条（議員会員費）

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。

(1) 衆議院議員会員・参議院議員会員	： 金 55,000 円（税込）
(2) 都道府県議会議員会員	： 金 44,000 円（税込）
(3) 政令指定都市議会議員会員	： 金 44,000 円（税込）
(4) 市区町村議会議員会員	： 金 33,000 円（税込）
(5) 首長会員	： 金 55,000 円（税込）
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条（遵守事項）

1. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはなりません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3. 当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイピーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

ジェイピー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイピー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。

4. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
6. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
7. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
8. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
9. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条（退会）

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。
3. 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイピーを退会したものとします。

第9条（議員会員資格の停止）

1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。）。
 - (1) 虚偽の事実を述べた場合
 - (2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
 - (3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合
 - (4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
 - (5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
 - (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
 - (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
 - (9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合
2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。
3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条（著作権等）

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ペーレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条（変更の届出）

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条 (トラブル等)

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけるものとしません。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条 (損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条 (地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条 (その他)

1. ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2. ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3. ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条 (規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

第17条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用
平成27年3月1日 改訂・適用
平成29年3月1日 改訂・適用
平成30年3月1日 改訂・適用
平成31年3月1日 改訂・適用
令和元年10月1日 改訂・適用
令和2年4月1日 改訂・適用

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年9月28日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>山形新聞購買料 (9月分)</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

2020年 9月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00024

浅野 弥史 様

品名	数量	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

軽減税率対象 (課税対象3,700円) にご連絡ください。



山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342

金額には消費税を含みます。
 上記金額正に領収しました。

2020年 9月 28日



購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きら
 やか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます

毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年9月28日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容 公明新聞購読料（9月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年9月分

領収日 9月28日

領収金額 ¥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004
お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号-NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年10月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>山形新聞購買料(10月分)</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙


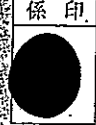
本年 10 月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00003
 浅野 弥史 様

品名	部	単	個	単	価
山形新聞 ※			1		3,700
合 計					3,700

外税別税率対象(8%増徴3割増併用) 金額には消費税を含み、上記金額正に領収書とし
 2020年10月27日 係印

山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・
 やか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます
 毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年10月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報・広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
公明新聞購読料（10月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年10月分

領収日 10月27日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年11月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料 (11月分)											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

2020年11月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00003
 浅野 弥史 様

品 名	部 数	単 価	金 額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木2丁目10-45
 TEL 023-642-1342
 2020年11月7日 印

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・
 やか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます
 毎度ご愛読ありがとうございます。

山形新聞 領収書 係印

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年11月27日					支出	
調査旅費	<input type="checkbox"/>								
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額			¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>								
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行						
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								
支出内容									
公明新聞購読料（11月分）									
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。									

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年11月分

領収日 11月27日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年12月28日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料(12月分)											
<p>【領収書貼付】、○重ならないよう貼付してください。</p> <p>○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領 収 書 貼 付 用 紙

元木2丁目10-13-9
 区 012 No. 00024
 領 収 書
 浅野 弥史

品名	数量	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342

今年もご愛読ありがとうございました
 新年も山形新聞をよろしくお願いたします!!
 毎度ご愛読ありがとうございます。

係 印

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年12月28日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容 公明新聞購読料（12月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 收 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2020年12月分

領収日 12月28日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004



お申込No. 06015-41517(969)

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年1月20日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>							
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額	¥	4	1	2	5	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>							
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	株式会社パナナ					
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							
支出内容 プリンタトナー代 (按分2分の1)								
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。								

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 証 浅野 弥史 様 No. _____

金額			4	8	2	5	0	0	-
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

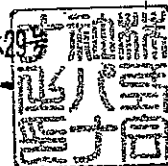


但 7/17/9 トナ代 412

内 訳 _____
 現 金 _____
 小 切 手 /
 手 形 /

3 年 / 月 20 日 上記正に領収いたしました

〒990-0021 山形県山形市小白川町4丁目3番29号
 株式会社 パ ナ ナ



消費税額等 (%) _____

GR1814

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年1月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>山形新聞購買料（1月分）</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

領収書貼付用紙

2002年11月 領収書
 元木2丁目10-18-9 地区: 012 No.: 00025
 浅野 弥史 様

品名	数量	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

消費税(8%対象)370円(税別)を付加して
 山形新聞(株)元木営業所 全額に消費税を含み
 山形市元木1丁目10-46 上記金額正に領収しました。
 TEL: 023-642-1342 2002年11月1日

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・まらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます
 毎度ご愛読ありがとうございます。

領収書 印係

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年1月27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容 公明新聞購読料（1月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年 1月分

領収日 / 月 27 日

領収金額 ¥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004



お申込No. 06015-41517(969)

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年2月26日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(株)元木営業所								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容 山形新聞購買料（2月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

3 年 2 月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00026
 浅野 弥史

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木2丁目10-45
 TEL 023-642-1342
 2024/年2月2日

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます
 毎度ご愛読ありがとうございます。

係印

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年2月26日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報・広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
公明新聞購読料（2月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年2月分

領収日 2月26日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-415.17(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年2月					26	日	支出	
調査旅費	<input type="checkbox"/>							2	日		
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額					¥	6	3	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	日本郵便株式会社								
資料購入費	<input type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										

支出内容

令和3年3月市議会定例会傍聴案内ハガキ代

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

領収書貼付用紙

領収書

浅野 弥史 様

[販売]
通常葉書インク (63円)
63円 100枚 ¥6,300

小計 ¥6,300

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥6,300

合計 ¥6,300
お預り金額 ¥6,300



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 2月26日 14:27
担当：[REDACTED]
発行No. 210226J9115 端N58箱01
連絡先：山形南郵便局
TEL:0570-075-497

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



市議会傍聴（一般質問）のご案内

前略 昨今のコロナ禍において、市民の皆様のご協力により、山形市の感染者数は抑えられております。誠にありがとうございます。その様ななか、2月25日より市議会3月定例会が始まりました。この度も、以下の日程において質問を行うこととなり、ぜひ傍聴にいらしていただければ幸いです。日程の都合上急なご連絡となり恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

草々

【質問内容】

- 1、低年齢児の新型コロナウイルス感染症罹患者に対する対応について
- 2、コロナ禍における部活動・スポーツ少年団等の活動について
- 3、水道料金・下水道使用料のクレジットカード決済について
- 4、消防団員の確保について
- 5、子宮頸がんワクチン接種について
- 6、山形県の新年度予算について
- 7、男性市職員の育児参加について
- 8、市南部屋内型児童遊戯施設について

日時：令和3年 3月 4日（木）

午後13：15～14：15

場所：山形市議会本会議場4F

定員：先着40名 駐車券も発行されます

※コロナ対策の為座席数を減らしております

山形市議会議員 浅野弥史

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年3月25日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額				¥	3	3	0	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	特定非営利活動法人ドットジェイピー								
資料購入費	<input type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
<p>支出内容</p> <p>議員会員費として 令和3年2月・3月の二か月間、山形大学のインターン生3名を受け入れ、コロナ禍における若者の意見聴衆を図り、議会活動へと繋げた</p>											
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>											

研究研修・報告会・広聴会・要請陳情活動報告書
(年会費・会費用)

令和2年3月31日

山形市議会議長 様

議員名 浅野 弥史



年会費または会費を支出する団体等の活動内容を、下記のとおり報告します。

団体等の名称	特定非営利法人ドットジェイピー
団体等の住所	東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町304
年会費又は会費の別	会費
金額	33,000 円
活動内容	令和3年2月・3月の二か月間、山形大学のインターン生2名を受け入れ、コロナ禍における若者の意見聴衆を図り、議会活動へ繋げた
備考	

※ 備考欄には、団体等の規模等（会員数ほか）を記入すること。

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 証

浅野 弥史 様

NO. 46063

¥ 33,000-

但し 議員会費 として

令和3年3月25日 上記の金額正に領収いたしました。

内消費税 3,000-

現 金

小 切 手

特定非営利活動法人ドットシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオークビル



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



会員承認書

過日受け付けました会員申込につきまして、下記の通り承認致します。
本承認書は会員証明書となりますので、大切に保管してください。

浅野弥史 様

会員区分: 議員会員(市区町村議会議員)

会員期間: 2020年10月1日 ~ 2021年3月31日

特定非営利活動法人 ドットジェイピー
〒102-0083
東京都千代田区麴町2-10-2
プレミアムオフィス麴町304号室
TEL: 0120-098-214
FAX: 03-6272-3556

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

第1条 (総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下「ドットジェイピー」といいます）の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条 (議員会員)

1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
2. 議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条 (議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 | : 衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 |
| (2) 都道府県議会議員会員 | : 都道府県議会議員の職にある議員会員 |
| (3) 政令指定都市議会議員会員 | : 政令指定都市議会議員の職にある議員会員 |
| (4) 市区町村議会議員会員 | : 市区町村議会議員の職にある議員会員 |
| (5) 首長会員 | : 都道府県または市区町村の長の職にある議員会員 |

第4条 (入会手続)

1. 議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
2. ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条 (議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条 (議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 | : 金 55,000 円 (税込) |
| (2) 都道府県議会議員会員 | : 金 44,000 円 (税込) |
| (3) 政令指定都市議会議員会員 | : 金 44,000 円 (税込) |
| (4) 市区町村議会議員会員 | : 金 33,000 円 (税込) |
| (5) 首長会員 | : 金 55,000 円 (税込) |

2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。

3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条 (遵守事項)

1. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3. 当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイピーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

ジェイピー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイピー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。

4. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
6. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
7. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
8. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
9. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後同様にします。
但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条（退会）

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。
3. 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイピーを退会したものとします。

第9条（議員会員資格の停止）

1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。）。
 - (1) 虚偽の事実を述べた場合
 - (2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
 - (3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合
 - (4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
 - (5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
 - (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
 - (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
 - (9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合
2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。
3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条（著作権等）

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条（変更の届出）

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条 (トラブル等)

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条 (損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条 (地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条 (その他)

1. ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2. ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3. ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条 (規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更同意したものとみなします。

第17条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日	改訂・適用
平成27年3月1日	改訂・適用
平成29年3月1日	改訂・適用
平成30年3月1日	改訂・適用
平成31年3月1日	改訂・適用
令和元年10月1日	改訂・適用
令和2年4月1日	改訂・適用

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年3月29日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	3	7	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	山形新聞(榊元木営業所)								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容											
山形新聞購買料 (3月分)											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

2021年 3月 領 収 書
 元木2丁目10-18-9 地区 012 No. 00003

浅野 弥史

品名	部	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

山形新聞(8ヶ月分700冊)
 山形新聞(株)元木営業所
 山形市元木1丁目10-45
 TEL 023-642-1342

2021年3月29日

購読料お支払いは便利なクレジット払い・銀行引落し(山形銀行・
 やか銀行・荘内銀行・山形信金・労金・農協・郵貯)もございます

毎度ご愛読のりかとうございます。

係印

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年3月29日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					¥	1	8	8	7
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>										
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	井上孝行								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										
支出内容 公明新聞購読料（3月分）											
【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。											

領 収 書 貼 付 用 紙

新聞購読料 領 収 証

浅野 弥史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年3月分

領収日 3月29日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 井上 孝行
住 所 山形市城西町5丁目3-12
TEL 023-645-0028 FAX 023-645-0004

お申込No. 06015-41517(969)



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和3年3月30日 支出							
調査旅費	<input type="checkbox"/>									
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額		¥	2	6	1	8	0	.0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>									
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	大場印刷株式会社							
資料購入費	<input type="checkbox"/>									
人件費	<input type="checkbox"/>									
事務所費	<input type="checkbox"/>									
通信・交通費	<input type="checkbox"/>									
<p>支出内容</p> <p>浅野弥史だより（市政報告書）10,000部作成に係る費用 令和3年度新年度予算と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種情報などを掲載した市政報告書を作成。配布はポスティングにて約10,000部を3月市議会定例会終了後の3月末に予定していたが、山形県（山形市）が緊急事態宣言発出となった為、緊急事態宣言終了後に配布とすることとした。</p>										
<p>【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。</p>										

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 証

No. 01582

浅野 弥史 様

金額	百	千	円
¥	26	1800	

但浅野弥史様より Vol.14 代として
(消費税10%込)

上記の金額正に領収致しました

ご入金明細						手形 期日
現金						
小切手						
手形						/
〃						/
相殺						
振込		26	1800			
合計		26	1800			

令和 3 年 3 月 30 日



山形市吉谷川二丁目485-2
大場寛印刷株式会社



大場 寛
TEL (023)686-6155(代)



※社印、取扱者印なきもの及び金額を訂正したものは無効です。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



請 求 書



Creative Company

大場印刷株式会社



◎本 社 〒980-2251 山形県立谷川2丁目465-2
TEL.023-686-6155(6) FAX.023-686-3782
◎仙台営業所 〒980-0022 仙台市青葉区五橋1丁目1-58
タイアハルス仙台中央ビル7F 718号室
TEL.022-224-0528(3) FAX.022-224-0527

取引銀行 XXXXXXXXXX

浅野 弥史

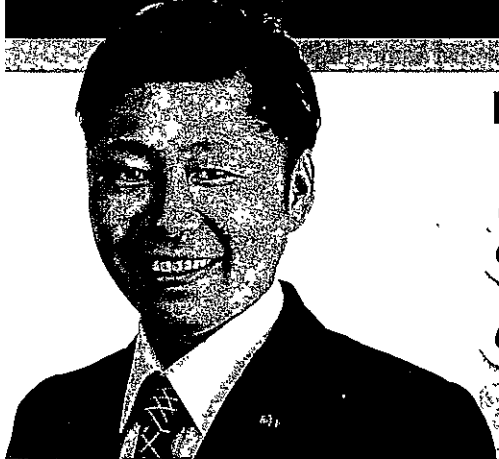
様

発行日	特約コード	担当者	発行	枚数	1/
21.03.30	2057	111	31	1	1/1

下記の通りご請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御請求額	今回消費税額	今回御請求額
0	0	0	238,000	23,800	261,800

日付/区分	商品コード	商品名/規格	数量	単位	単価	金額
03.30 01	50 107083	浅野弥史だより Vol.14 A3ニツ折.4/4	10,000	部	23.80	238,000
03.30		※消費税※				23,800



Yasushi Asano

山形市議会議員

市政報告書 令和3年春号
発行責任者:浅野 弥史

あさの やすし 浅野弥史だより Vol.14

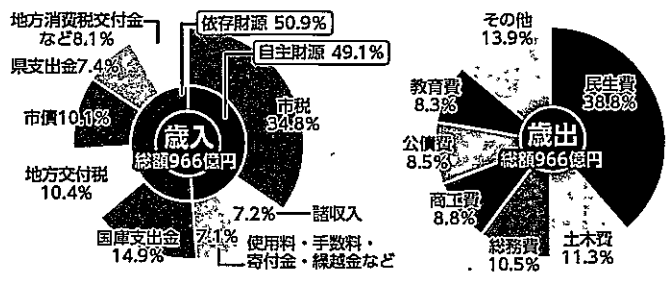
【連絡事務所】〒990-2447 山形市元木2-10-18-9
TEL:023-633-6002 FAX:023-674-9515 E-mail:y-asano@mb.nifty.com

新型コロナウイルスワクチン接種情報記載しています

令和3年度新年度予算 (主なもの)

一般会計予算 966億4,200万円

(前年比13億5,100万円増)



主な新規・拡充・継続事業

新規 市道山形停車場西口バスベイ整備事業 予算 3,540万円

山形駅東口バスプールの混雑を回避し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る為、本路線に停車可能なバスベイ等を新設整備します。

新規 新型コロナウイルス感染症に係る消毒費支援補助金交付事業 予算 約480万円

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合に、保健所の指導に基づき消毒を実施した費用に対し補助を行います。

新規 妊婦への新型コロナウイルス感染症検査事業 予算 600万円

新型コロナウイルス感染症に対し、妊婦に安心して出産を迎えてもらうため、分娩前に検査を行う場合の費用を支援します。

新規 宅配サービス等実施事業者広報事業 予算 110万円

外食自粛の影響で、テイクアウトや宅配サービス等の新たな販売方法を行う飲食店の情報の集約、広報を行うことで支援します。

新規 あかねヶ丘陸上競技場管理運営事業 予算 2,891万円

県が用途廃止にするあかねヶ丘陸上競技場を令和3年度から借り受けし、管理運営を行います。

拡充 児童遊園への健康器具等設置事業 予算 1,000万円

利用者が少ない児童遊園について子どもから高齢者まで活用できる広場とするため、利用状況等の検証を踏まえ、要望のあった遊園を中心に5カ所程度に健康器具等を設置します。

拡充 特定不妊治療費助成事業 予算 約9,790万円

不妊治療に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に治療費の助成を行います。令和3年1月より2回目以降の助成額の上限を25万円から40万円に引き上げるなど内容を拡充します。

新規 病児・病後児保育予約システム導入事業 予算 約546万円

病児・病後児保育事業の利用について、感染症のリスク軽減、利便性の向上及び連携中枢都市圏における広域利用の促進を図るため、予約手続き等を容易にできるようWebシステムを導入します。

拡充 市南部への児童遊戯施設整備事業 予算 約1億1,884万円

PFI事業者である「夢の公園」が建設工事を行うほか、業務委託により、建設・運営維持管理モニタリングを実施します。※裏面もご覧ください。

拡充 運転免許証自主返納者タクシー券交付事業 予算 約314万円

高齢者の運転免許証の適切な返納を促進し、閉じこもり防止、外出機会の確保・拡大を支援する目的で、70才以上の返納者を対象にタクシー券を交付します。令和3年度は助成額5,000円→20,000円に増額

継続 重要文化財「鳥居」保存修理事業 予算 約155万円

経年劣化が進行している石鳥居について、令和2年度の実証試験と検討の結果を受け、修理工事にむけた概算書作成業務を行います。

新規 七日町賑わい創出拠点整備事業 予算 7,484万円

旧大沼をイベント等で活用するとともに、このエリアが将来的に中心市街地をけん引する地域となるよう中長期の活用方法を検討します。

新規 山形広域炊飯施設建設事業 予算 約11億4,020万円

米の消費拡大、地産地消、地場産業の育成・持続及び学校給食への異物混入防止などの安全・安心対策等の課題解決の為、山形連携中枢都市圏8市町により炊飯施設の建設・運営を行います。

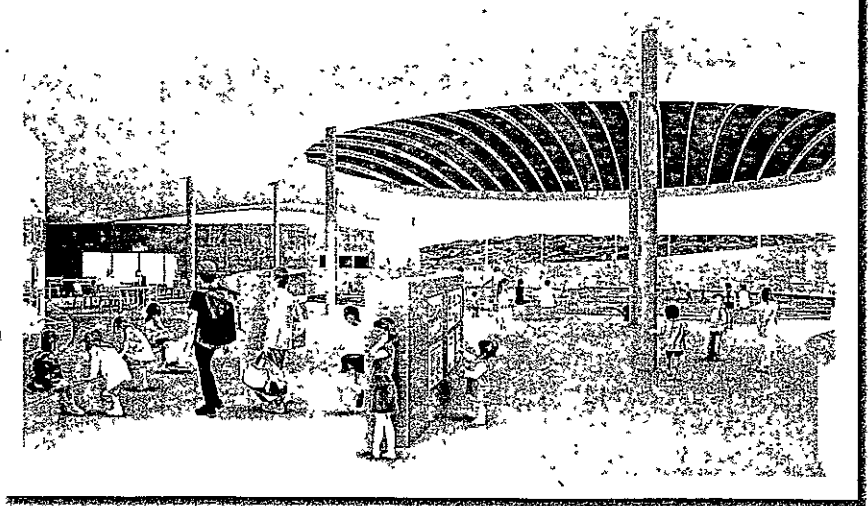
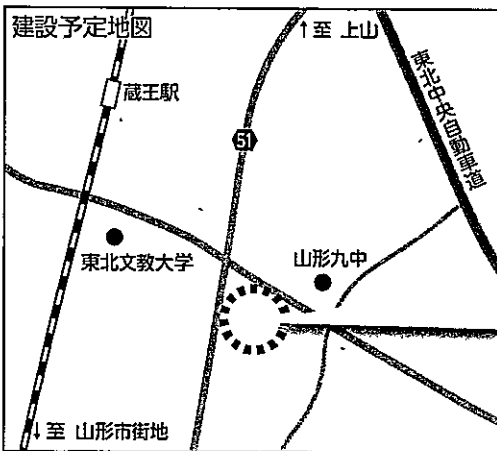
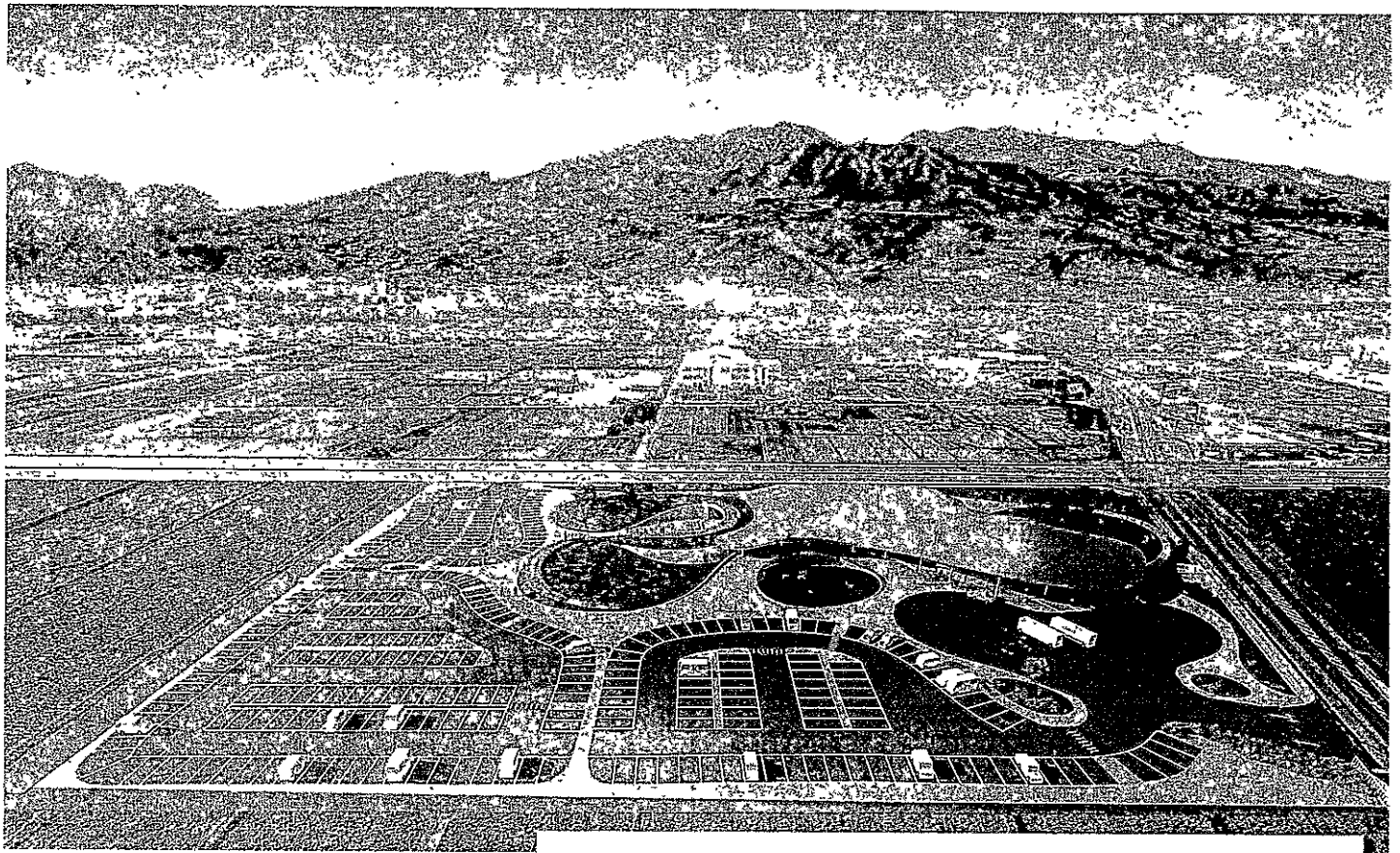
拡充 山形市地域公共交通計画推進事業 予算 約2,763万円

「山形市地域公共交通計画」に基づき、総合的・効果的な交通ネットワークを構築し、モデル地区への新たな公共交通の導入検討、MaaS導入検討、交通結節点整備検討など各事業を実施します。

拡充 道の駅整備事業 予算 7,649万円

道の駅(仮称)蔵王について、DBO事業者選定を行い、新たに建物の設計業務を実施するとともに、造成工事やアクセス道路改良工事を実施します。

2022年3月オープン予定 市南部児童遊戯施設整備事業 (南版べにっこ広場)



活動報告

国道13号～白山神社まで
道路全面舗装 (青田・元木・白山)



河川敷階段、防草シート
設置 (南二番町)



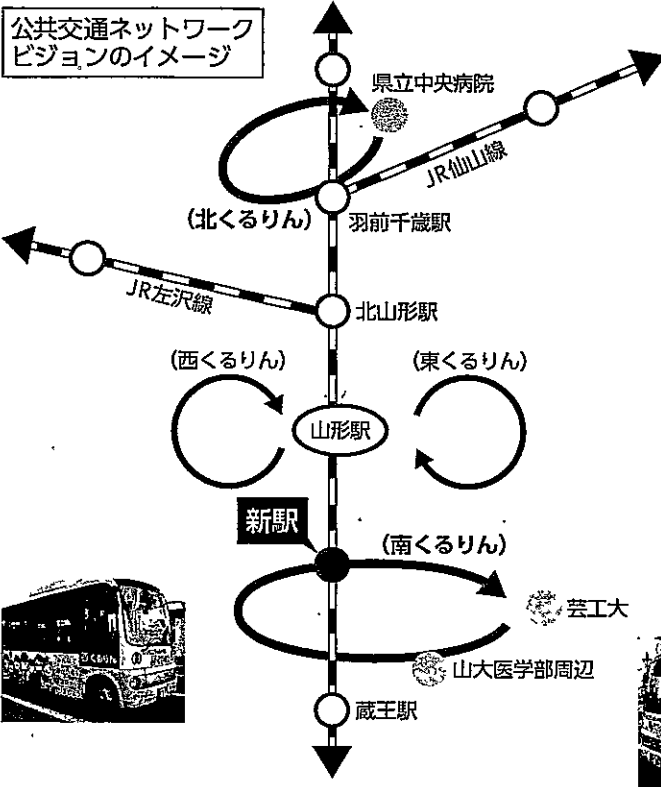
山形市地域公共交通計画推進事業 2,763万円

▶山形市地域公共交通計画の策定

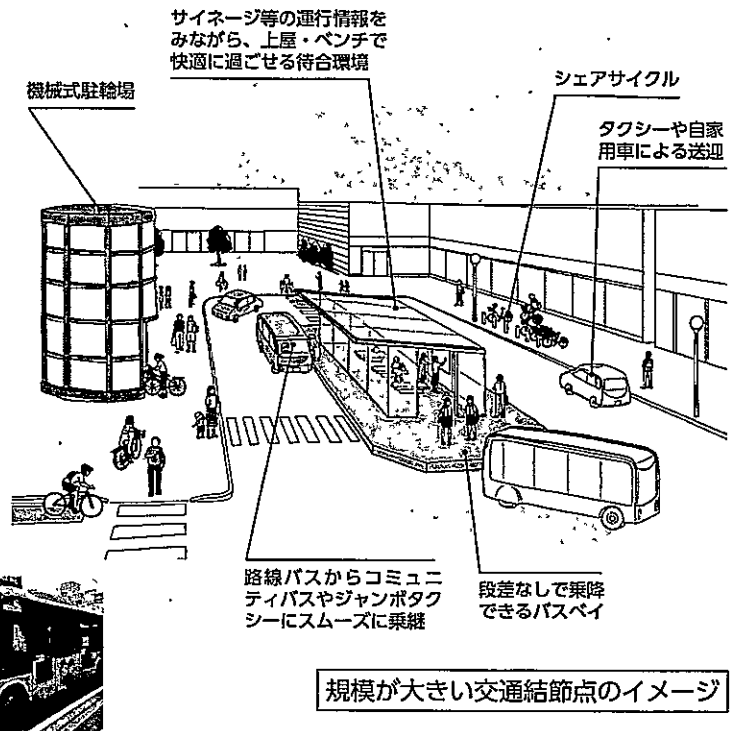
山形市は、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョン及び、地域の移動手段を確保・充実するための取り組みを取りまとめました。

計画の中で主なものとして、バスや鉄道の結節点となる場所を設定し整備していく計画や、バス路線変更の検討、商店街等と連携した割引やポイントサービスの導入検討、タクシー等を活用した新たな公共交通の導入、市内南部を中心に循環する南部循環バス（仮称 南くるりん）・仮称 北くるりんの導入、山形駅と蔵王駅の間に新駅設置を検討するという、交通体系の抜本的な改革を行うものであります。詳細についてはお問い合わせいただければと思います。以下に南くるりん、大規模交通結節点のイメージを掲載いたします。

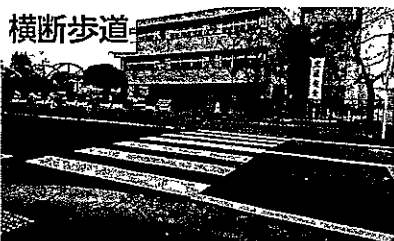
滝山地区を中心に南くるりんバスの運行



山形駅－蔵王駅の間に「新駅」検討、白山駅か??



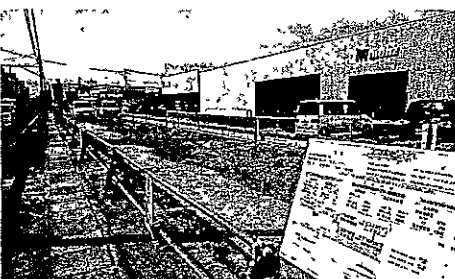
桜田小前安全対策（桜田東・桜田西・元木）



坂巻公園遊具（桜田西）



国道112号元木地区歩道拡幅工事 3年計画で進めてまいります（元木・南二番町・青田）



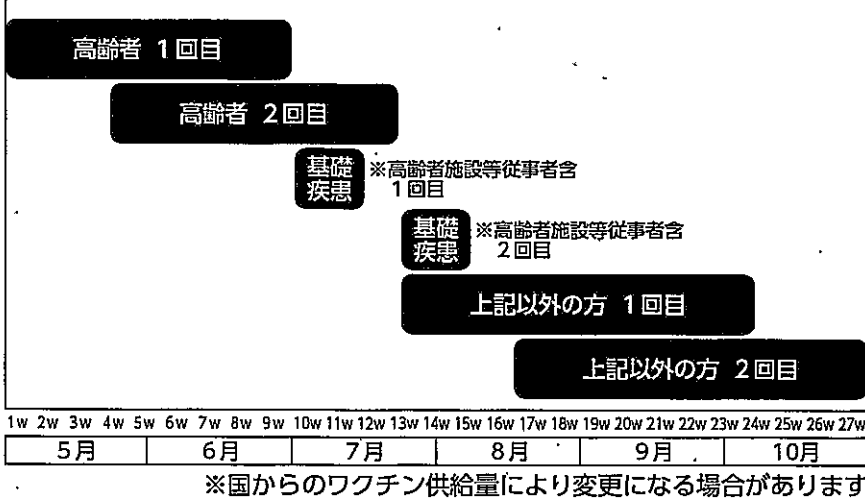
あおぞら幼稚園前横断歩道設置（青田）



新型コロナウイルスワクチン接種情報 (接種費用は無料です)

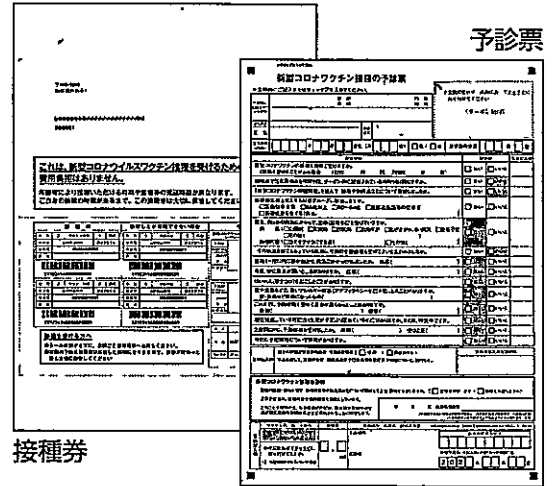
※対象は山形市に住民票がある方です

① 想定している接種期間



② 接種券と予診票

以下のような接種券と予診票がご自宅に郵送されます。一般の方へは6月中に郵送予定です。



③ ワクチン接種までの流れ

① ワクチン接種に同意する

…ワクチン接種には、ご本人の同意が必要で、予診票に接種希望の確認欄があります

② 接種できる医療機関の確認

…広報やまがた、市HP、専用コールセンターでワクチン接種できる医療機関をご確認ください

③ 電話やインターネット、LINEで接種予約



予約方法1		電話	→	山形市新型コロナウイルス・コールセンター 0120-567-328 (フリーダイヤル) ※受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日含む)
予約方法2		WEB	→	URLにアクセスし予約画面へ https://vc.liny.jp/2749
予約方法3		LINE	→	スマートフォンで右のコード読込 友だち登録し予約画面へ

このページは準備中です

ワクチンの接種会場や時期についてはコールセンターにお問い合わせください。
2021年2月時点では、地域の医療機関と大規模会場(市保健所等)3カ所を含め137カ所となっております。

④ ワクチン接種を受ける

接種を受ける際は、郵送されてくる案内に記載されている注意事項の確認をお願いいたします。
注意事項例「当日は肩を出しやすい服装でお越しください」、「予診票を事前に記入してください」等

当日の持ち物

- ① 接種券 (お知らせと共に郵送されてきます)
- ② 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ③ 記入済の予診票 (表面、裏面の両面記入してください)

【ワクチン接種に係るお問い合わせ、相談・接種予約等の窓口】
山形市新型コロナウイルス・コールセンター
TEL 0120-567-328 FAX 023-615-8567

受付 9:00~18:00
(土・日・祝日含む)

※ご不明な点は何でもお気軽にお問い合わせください。

※2021年3月20日時点の内容です